

質 問 書

一般競争入札による自動販売機設置（物件番号 1・2・3）

会社名（担当者）	
連絡先	

質問事項	内容
	<p>【質問 1】 「※当該物件は道路下のため札幌市占有条例に基づく道路占有料が別途発生」とありますが、具体的に 1 台につきどのくらい発生し、どちらへどのように支払うのでしょうか。</p> <p>【質問 2】 仕様書 1 - (3) に①ペットボトル・缶飲料自販機と②紙パック飲料自販機と 2 種の販売品目がありますがいずれか一方の販売でも問題ないでしょうか。</p>

【回答】

回答事項	内容
	<p>【質問 1 への回答】 道路占用手続きについては、札幌市建設局道路管理課へ申請する必要があります。 占用料は、札幌市道路占用料条例の別表内「法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設」-「その他のもの」-「1 級地」に該当することから、占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 530 円となります。 申請方法等詳細につきましては、札幌市建設局道路管理課路政係（電話番号 211-2452）へお問い合わせください。</p> <p>【質問 2 への回答】 いずれか一方の販売で問題ありません。</p>